

中小企業緊急雇用安定助成金について（下線部分が見直しを行った箇所）

【目的】

現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金を見直し、平成20年12月1日から創設しました。休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業所の中小企業事業主
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主

I 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること（ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）

II 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る）。

- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行う事業主

- a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
- b 労使間の協定によるもの
- c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
- d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
- e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
- f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
- g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

※ 通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりませんが、平成21年11月30日から平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6か月経過していない場合も支給の対象になります。

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
・ 厚生労働大臣が定める方法により算定した 休業手当又は賃金相当額（1人1日）×5分の 4（※1、※2、※3）	・ 出向元事業主が負担した賃金相当額×5 分の4（※1、※2、※3）
・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、 1人1日当たり 6,000円を加算	

（※1）1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成21年8月1日現在 7,685円）が限度となります。

（※2）以下の要件を満たした場合に助成率を4／5から9／10へ上乗せします。

（休業等）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4／5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

（出向）

- ① 1支給対象期の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4／5以上であること。
 - ② 出向実施計画届の提出日から1支給対象期の末日までの間に事業所の労働者の解雇等をしていないこと。
- （※3）障害者に関する助成率は4／5から9／10へ上乗せします。

○ 支給限度日数 3年間で300日

（平成21年12月現在）